

(物品売買)

入札説明書

この入札については、関係法令に定めるものの他、この入札説明書によるものとする。

1 競争入札に付する事項

入札公告等のとおり。

2 競争参加者に必要な資格

競争参加者に必要な資格は次のとおり。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 全省庁統一の競争参加資格審査において入札公告等に指定する等級に格付けされた者であること。

エ 「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知。以下「指名停止等措置要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。

オ 法令等の定めにより許認可を受けて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可を受けていることを証明した者であること。

2 入札及び開札

(1) 競争参加者は、仕様書、図面、別紙様式（添付は省略。契約担当官等において呈示する。以下同じ。）の契約書案、契約約款、添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 競争参加者は、入札書を直接に又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、メール、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。

(3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。
また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

(4) 入札書の提出場所は、入札公告等のとおり。

(5) 入札書の受領期間及び受領最終日時は、入札公告等のとおり。

(6) 代理人が入札する場合は、入札書に競争参加者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人氏名を署名又は記名し（外国人の署名を含む。以下同じ。）ておかななければならない。

(7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、（調達案件名）の入札書在中」と朱書しなければならない。

(8) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (9) 競争参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 競争参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を事前に提出しなければならない。
- (11) 契約担当官等は、競争参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。
- (12) 競争参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
ただし、入札公告等に別途記載ある場合は、この限りではない。
- (13) 入札公告等により一般競争又は指名競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること、又は指名されることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき、又は指名されなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (14) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (15) 開札は、競争参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、競争参加者又は代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (16) 入札場には、競争参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び(15)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (17) 競争参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができ
- (18) 競争参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者に交付される「資格審査結果通知書」の写し及び身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
なお、「資格審査結果通知書」の写を提出しないこと等により、資格が確認されない場合は、入札に参加できない場合がある。ただし、事前に提出を求められている場合はこの限りではない。
- (19) 競争参加者又はその代理人は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (20) 入札場において、次の各号のいずれかに該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者
- (21) 競争参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争参加者の代理人となることができない。
- (22) 開札をした場合において、競争参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合において、競争参加者及びその代理人の全てが立会いしている場合にあつては引き続き、その他の場合にあつては契約担当官等が定める日時において入札をする。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあつては、別紙様式の入札辞退届を契約担当官等に直接持参し又は郵送して行う。（入札日の前日までに到達するものに限る。）

イ 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員に直接提出して行う。

- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

5 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札書

イ 委任状を持参しない代理人のした入札書及び代理人の自筆署名又は記名のいずれが無いもの

ウ 記名を欠く入札

エ 金額を訂正した入札

オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

カ 明らかに連合によると認められる入札

キ 同一事項の入札について、同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ク 入札時刻に遅れてした入札及び郵便入札の場合にあつては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到着しなかった入札

ケ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

コ 公告等で工事費内訳書、積算費内訳書（同明細書を含む。）の提出を求められている入札においては、同内訳書を提出しない入札、若しくは入札金額と同内訳書の金額に整合性があると確認できない入札及び入札公告等において内訳書の総額と入札金額を一致させる旨、明記している入札で金額が一致していない入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札書

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であつて、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。この場合、落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収するものとする。

7 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を含めない。）に別紙様式による契約書の取り交わしをするものとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、先ず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

- (3) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

8 契約条項

別冊の契約書（案）のとおり。

9 入札者に求められる義務

- (1) 競争参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について入札公告に記載した日までに競争参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 競争参加者は、入札公告等において求められた証明並びに資格等について、入札公告に記載した日までに競争参加者の負担において提出し、説明を求められた場合は、完全な説明をしなければならない。

10 その他必要な事項

- (1) 契約担当官等の官職及び氏名は、入札公告等のとおり。
- (2) 競争参加者又は契約の相手方が本件に関して要した費用については、全て当該競争参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件に関しての照会先は、入札公告等にした入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所と同じとする。